

後継者不在企業に対する事業承継促進事業業務委託に係る質問・回答一覧

業務名	後継者不在企業に対する事業承継促進事業業務委託	
質問内容	回答内容	
<p>・本業務の内容（１）のアに関して 支援機関との連携スキーム構築に遅滞なく着手することとありますが、昨年度も同様の業務内容が仕様書に記載されています。これは、新たに連携スキームの構築を行うという理解でよいでしょうか？もしくは過去の連携スキームを見直す等を想定されているのでしょうか？また、連携スキームにどのような課題があって、今年度も連携スキームを構築するのでしょうか？</p>	<p>・前段の「新たに連携スキームの構築を行うか過去の連携スキームを見直す等か」については、仕様書３（１）アに記載のある支援機関との連携スキームを構築してください。</p> <p>後段の課題については、過去の連携会議で出席者からの意見提起が少なかったことから、より活発な意見交換が行われる会議運営を工夫してください。</p>	
<p>・本業務の内容（２）のアに関して セミナーの開催に当たっては、テレビ局等が実施している事業承継に関する取組みとの連携やマッチングイベントを組み込む、とありますが、この場合の連携とはどのような内容を想定されていますか？</p>	<p>・他の取組みとの連携等は例示であり、セミナーがより効果的なものとなる提案をしてください。</p>	
<p>・本業務全体に関して 事業承継分野に特長のある他社と共同での参加を検討しているのですが、共同企業体（コンソーシアム）としての参加は認められますか？また、認められる場合、どのような事前の手续等が必要か、ご教示ください。</p>	<p>・共同企業体でプロポーザルに参加することは可能です。</p> <p>その場合、次に掲げる事項を全て満たす必要があります。</p> <p>(1) 共同企業体は、自主結成とし、構成企業間で協定を締結していること。</p> <p>(2) 共同企業体は、代表企業を選定し、この代表企業を共同企業体の代表者として本市と契約の締結が行えること。この場合、代表企業は本市に対して全ての責任を負うものとする。</p> <p>(3) 公告第80号第2の1号及び3号の要件については、共同企業体の全構成企業が満たしていること。</p>	

	<p>(4) 公告第80号第2の2号の要件については、共同企業体のうちいずれかの構成企業が満たしていること。</p> <p>また、実施要領6(1)に記載する提出物の他に、「共同企業体の結成に係る協定書の写し」を添付してください。</p> <p>参加資格の通知等本業務に係る本市からの通知等は代表企業に行います。</p> <p>なお、構成企業のいずれかが、公告第80号第6(1)及び実施要領10(1)に該当した場合には、失格となります。</p>
<p>仕様書3(2)ア テレビ局等が実施している事業承継に関する取組みとの連携やマッチングイベントを組み込むとは、セミナーのみの連携か、候補企業の掘り起こしや承継相談受付など、事業の全体に関してもと解釈してもよいか</p>	<p>・他の取組みの連携等は、セミナーのみの連携を想定しております。</p> <p>なお、事業全体に関して、本業務の効果をより高める効果定期的な手法等を提案してください。</p>
<p>仕様書3(4)ア ～SNSを利用した広報活動にも対応することとは、 例えば、FBやインスタのアカウントを作成し、郡山市役所や福島県事業承継・引継ぎ支援センターへリンクを貼るなどして、効果的な広報活動を行うという理解でよいか</p>	<p>・ご質問の中に例示されている方法等のSNS利用した広報活動を提案してください。</p>